

別紙 1

みんなのげんき広場大型遊具等設置工事プロポーザル（公募型）要求水準書

1. 要求水準書の意義

「みんなのげんき広場大型遊具等設置工事プロポーザル（公募型）要求水準書」は、山県市がみんなのげんき広場大型遊具等整備事業で計画している大型遊具等について、設計及び施工を一括して行う事業者を別に定める「みんなのげんき広場大型遊具等設置工事实施要綱」により選定して、事業を実施するために、市が事業者に要求する最低限の仕様を提示するものである。

2. 工事の概要

- (1) 工事名 みんなのげんき広場大型遊具等設置工事
- (2) 工事場所 山県市高木地内
- (3) 施工場所 みんなのげんき広場内（別紙対象区域概要図参照）
- (4) 工事内容
 - ①実施設計（設計図面、構造計算書等の設計図書作成を含む） 一式
 - ②遊具製作設置工事（土工・基礎工・地盤改良（必要に応じ）を含む） 一式
 - ③安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等）一式
 - ④仮設施設工事（仮設搬入出道路、仮囲い、芝生養生・復旧を含む） 一式
 - ⑤既設木製遊具撤去（土工、運搬処分を含む） 2基
- (5) 契約上限金額 87,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記①～⑤の項目を全て含む。

3. 要求水準

- (1) 提案物に関する事項
 - ①配置予定遊具等の種類
 - ・児童用大型複合遊具（対象年齢：概ね6～12歳） 1基
 - ・幼児用遊具（対象年齢：3～6歳） 一式（複合遊具又は複数の単体遊具）
 - ・乳児用遊具（対象年齢：0～3歳） 一式（複合遊具又は複数の単体遊具）
 - ・安全施設 各遊具に関する安全マット、使用注意看板、安全柵 一式
 - ・その他、契約上限金額の範囲内で追加実施可能なもの 一式
 - ②配慮事項
 - ア 整備基本方針
 - 【コンセプト1】どの世代の子どもにも配慮（乳児、幼児、児童でエリア分け）
 - 【コンセプト2】様々な特性のある子どもにも配慮（インクルーシブ遊具の設置）

【コンセプト3】安全・安心に配慮（見渡しやすく、落下事故等が起きない工夫）

【コンセプト4】周りの環境に融合（自然と調和した色合いやデザインの使用）

【コンセプト5】自由な発想で考えられた遊具（他施設とは異なる遊びができる）

イ その他詳細事項

- ・ 遊具の規準は以下の指針等に準拠すること。
「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版2版）」（国土交通省）
「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」（（一社）日本公園施設業協会）
- ・ 製品保証は1年以上とし、企画提案に基づき期間を定めること。
- ・ 遊具部材は長寿命化が図られるよう耐久性が優れたものとし、遊具本体は修理交換等の維持管理のしやすさに配慮すること。
- ・ 安全領域範囲を考慮した上で、適切に遊具を配置すること。
- ・ 乳児用遊具については、その配置エリアを柵で囲い安全性を確保すること。
- ・ 各遊具の対象年齢、遊び方、注意事項等を記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- ・ 遊具エリア内でのボール使用禁止を促す注意看板（移動式）を球技エリアとの境に設置すること。
- ・ インクルーシブ遊具は、車椅子利用者が上段に登らなくても地上から遊び楽しめるような提案をすること。
- ・ 緑や自然が豊かなみんなのげんき広場の一部として、その景観にあった色使い、デザインや空間づくりに配慮すること。
- ・ 猛暑時の遊具の高温化によるやけど等を防ぐ対策（材料、構造など）を可能な限り講じること。
- ・ 保護者が子どもを見守りやすく、落下等のリスクが少ない視認性や安全性に配慮した遊具、配置とし、特に大型遊具については極端に高所で遊ぶ構造は求めない。
- ・ 市をイメージするモニュメント的なものは必要としないが、市が提供するイラストなどをパネル加工し、手すり等に設置可能な構造とすること。
- ・ 提供するボーリングデータに基づき、遊具の沈下や地盤支持力等に対する安全性の確認を行い、必要に応じて基礎構造や地盤改良等を検討し、経済的かつ安全性の高い適切な対策工法を講じること。
- ・ 仮設搬入出道路については、芝生保護の観点から経路や養生、復旧に関して経済的で芝生への影響が少ない適切な方法を講じること。
- ・ 遊具設置に付帯して必要となる工種があれば、契約上限額範囲内で対応すること。

(2) 施工に関する事項

①工期

- ・契約締結の日から令和8年7月31日まで

②施工日時

- ・原則として、平日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市が認める場合はこの限りでない。

③建設副産物

- ・既設木製遊具撤去で発生する建設副産物は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び産業廃棄物処理法を遵守し、適正に処分すること。

④第三者の安全確保

- ・工事期間内は、公園利用者の安全確保を第一として注意看板、仮囲いを設置し、第三者の安全確保に努めること。また、資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理に努めること。

⑤既存施設への配慮

- ・工事に伴い公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

⑥準拠する基準等

- ・山梨市工事請負契約約款・岐阜県建設工事共通仕様書等に準じて施工すること。

⑦他工事との調整

- ・テニス・バスケットコート整備工事、付帯施設工事を同時施工予定であり、事前に他工事との調整を図り安全確保及び工程管理に努めること。

4. 提案を求める事項

(1) 基本方針等

- ・「3. (1) 提案物に関する事項」に沿った提案を求める。

(2) 遊具の構成等

- ・子どもたちの年齢やニーズ、様々な特性に配慮（インクルーシブ）された遊具の構成、配置等の提案を求める。
- ・多様な遊びの形態（登る、くぐる、滑る等）が提供されるとともに、五感や好奇心を刺激し、心身の発達、自主性や創造性等の向上、体力やコミュニケーションづくりに資する遊具の提案を求める。

(3) 安全性

- ・子どもの予期しない遊びに対する安全検討が十分行われ、子どもたちや保護者が安心して遊べるように安全に配慮し、工夫された提案を求める。

(4) 維持管理

- ・耐久性に優れた材料の使用、日常点検や小規模修繕が容易にできる材質、構造とするなど、日常的な維持管理、長寿命化やライフサイクルコスト等に十分配慮した提案を求める。

(5) 積極性

- ・市の要求水準のほか、提案上限金額の範囲内で独自の提案がある場合は、その内容の提供を求める。

(6) 事業費

- ・当該提案内容を実施する上で全体事業費について、最も経済的な提案を求める。

5. 参考資料

(1) 位置図

(2) 対象区域概要図

(3) 対象区域の現状写真

(4) 現況平面図（CADデータが必要な場合は別途連絡すること）

(5) ボーリング調査結果

(6) 撤去対象（木製遊具2基）の現状写真